預 金 口 座 振 替 依 頼 書

令和　　年　　月　　日

（金融機関名）

鹿児島相互信用金庫　桜島支店　　御中

ご依頼人　　おところ

お名前　　㊞

私は，かごしま市商工会から請求された金額を私名義の下記預金口座から預金口座振替によって支払うこととしたいので，預金口座振替規程を確約のうえ依頼します。

<table>
<tr><td rowspan="5">指
定
口
座</td><td colspan="2">銀行
信用金庫
信用組合</td><td colspan="2">支店</td><td>預金種目
1か2に
○をする</td><td colspan="2">口　座　番　号</td><td>金融機関
お届け印</td></tr>
<tr><td colspan="4" rowspan="2">預金者のお名前（依頼人と相違する時）</td><td rowspan="2">1. 普通
2. 当座</td><td colspan="2" rowspan="2"></td><td rowspan="2">㊞</td></tr>
<tr><td colspan="4" rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">金融機関番号</td><td colspan="2">店番号</td></tr>
<tr><td colspan="4"></td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">振替開始予定月</td><td colspan="4">令　和　　年　　月　支　払　分　よ　り</td><td>振替日</td><td colspan="2">18　日</td></tr>
</table>

（但し，休日の場合はその翌営業日）

会費の種類：会費・加入金・記帳指導料・決算指導料・金融斡旋手数料・委託団体会費等々

預金口座振替規程

1. 金融機関に請求書が送付されたときは，私に通知することなく請求書記載金額を預金口座から引落としのうえ支払ってください。この場合，預金規定または当座勘定規定にかかわらず，預金通帳，同払戻請求書の提出または小切手の振出しはしません。
2. 振替日において請求書記載金額が預金口座から払戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む）を超えるときは，私に通知することなく，請求書を返却しても差し支えありません。
3. この契約を解約するときは，私から金融機関に書面により届出します。なお，この届出がないまま長期間にわたり収納企業から請求がない等相当な事由があるときは，とくに申出をしない限り，金融機関はこの契約が終了したものと取扱って差し支えありません。
4. この預金口座振替について仮に紛議が生じても，金融機関の責めによる場合を除き，金融機関に迷惑をかけません。

<table>
<tr><td>委 託 先</td><td colspan="8">かごしま市商工会
桜島支所</td></tr>
<tr><td>預金名義
口座番号</td><td colspan="8">かごしま市商工会
会長　川田代　善彦</td></tr>
<tr><td>預金種類</td><td>普通</td><td></td><td>0</td><td>0</td><td>2</td><td>2</td><td>0</td><td>8</td><td>3</td></tr>
</table>

検印	印鑑照合	受付

（　相信桜島　）